

韓国併合における韓国皇帝処遇問題

新城, 道彦
九州大学大学院比較社会文化学府 : 博士後期課程

<https://hdl.handle.net/2324/19884>

出版情報 : 日本歴史. 732, pp.67-84, 2009-05-01. 吉川弘文館
バージョン :
権利関係 :

韓国併合における韓国皇帝処遇問題

新城道彦

はじめに

これまで韓国併合に関しては多くの優れた研究がなされてきた。それらの研究を通じて、江華島事件から日清・日露戦争、保護協約締結を経て韓国併合に至る過程を知ることができ⁽¹⁾。しかし、韓国併合計画が実際に国家の方針として文書化されたのは、併合条約締結の一年半前のことであり、寺内正毅統監と李完用首相の間で併合談判が開始されたのは、併合条約締結のわずか一週間前のことであった。それゆえ、韓国併合それ自体を考察するためには、先行研究の成果を踏まえつつも、併合計画の文書化から併合談判の開始、そして併合条約が公布されるこの短期間を詳細に検討する必要があるのではないだろうかと考える。

ところで、先行研究がこの短期間に関してまったく言及していないわけではない。たとえば、森山茂徳は、満洲権

益を巡る日・露・米の思惑とその対立が日本の併合路線を台頭させたとして、この間の日本と列強の関係を論じている(『近代日韓関係史研究』)。また海野福寿も、満洲權益を巡る日本とロシアの協議や、併合後の関税を巡る日本とイギリスとの協議に言及している(『韓国併合史の研究』)。これらの研究によって、韓国併合における外交問題については明らかになったが、はたして韓国政府と日本政府を仲介した統監府は、韓国併合時に何を重視していたのだろうか。

海野は寺内統監が併合成立後に著した「韓国併合始末」を使用して、円滑に進んだ統監府と韓国政府の併合条約締結過程を説明しているが(同右)、その裏面で統監府と日本政府の協議はどのように進められていたのだろうか。先行研究では使用されていない統監府と日本政府の間の電報をまとめた「韓国併合二閱スル書類発電・着電」⁽²⁾をみてみると、ある問題を巡って統監府と日本政府双方の意見が対立

し、協議が難航している部分を見出すことができる。それは韓国皇帝の処遇に関する問題である。

日本の対韓政策は、韓国併合までに露館播遷やハーグ密使事件など、韓国皇室を中心とした妨害を受けてきた。それゆえ、寺内統監は韓国皇室を「政治上禍乱ノ源泉⁽³⁾」と見做すとともに、韓国皇室の韓国民に対する影響力を警戒していた。こうした考えが単なる杞憂ではなかったことは、三・一運動や六・一〇運動といった独立運動が、韓国太皇帝（高宗）や韓国皇帝（純宗）の葬儀時に起こったことからわかる。寺内統監の警戒は韓国併合における韓国皇帝処遇の重大性を増大させ、日本皇族（以下、皇族と略記）の礼遇を保障するまでに至る。しかし、当然のことながら韓国皇帝を皇族に入れることはできないため、皇族ではないにもかかわらず、皇族の礼遇を受ける新たな階級を創設することとなる。これは琉球処分のように、琉球王尚泰の王号を剥奪して既存の華族としたのとは明らかに異なる処遇であった。

こうした措置は韓国併合を特徴づける一側面であり、韓国併合を考察する上で重要な意義を内包しているといえる。そこで本稿では韓国併合時の韓国皇帝処遇に関する協議がなぜ難航したのかを追っていくとともに、最終的に韓国皇帝が如何なる形で日本に編入されたのかをみていくこ

ととする。

一 保護政策に代る対韓政策の文書化

一九〇五年一二月から伊藤博文統監の事実上の秘書官を務め、さらに小村寿太郎外務大臣の下で外務省政務局長となった倉知鉄吉は、韓国併合計画が文書化されることになった理由を次のように回顧している。⁽⁴⁾

従来、対韓政策は総て統監に一任して、政府は余りに干渉しない方針であったが、是は伊藤公であつたからそれで宜かつたので、今度曾禰子爵が統監になつたからとて同様に政府が干渉しないでも宜いと云う訳にはいかぬ、寧ろ曾禰子を統監にする以上は政府の訓令通りにやらせねばならぬとの議論があつた。そこで曾禰子昇任を決定するに就ては先づ以て政府の対韓方針を決定して曾禰子に示し、曾禰子がそれに同意した場合に初めて統監に任命すると云ふことになつた。

すなわち、政府としては伊藤が統監を辞任した後には、政府の方針に従う者を後継として任命するという考えがあり、その意思確認のために、伊藤の保護政策に代る対韓政策を文書化する必要に迫られたのである。こうして小村外務大臣の意見を基に、倉知の手によってわずか二カ条の「第一号方針書及施設大綱書」が起草されたが、内容は「適

当ノ時機ニ於テ韓国ノ併合ヲ実行スルコト」と大まかな方針を策定した程度のものであった。⁽⁵⁾

「第一号方針書及施設大綱書」は、一九〇九年三月三〇日に小村外務大臣から桂太郎首相に提出され、四月一〇日には桂・小村両大臣から伊藤統監に提示された。このとき併合に反対だと目されていた伊藤から意外にも賛同の意思が示されたことで、「第一号方針書及施設大綱書」は本来提示すべき対象である曾禰荒助に提示され、同様に賛同を得た。⁽⁶⁾

六月一四日、曾禰が第二代統監に就任すると、小村外務大臣は予め併合の方法順序等の細目を考究しておく必要があると考え、その任を引き受けた倉知が「第二号方針書」を作成した。この「第二号方針書」は、「当時の考としては韓国併合をさう早急に実現する積りはなく、ゆつくり研究する真の意味の基礎案」⁽⁷⁾として考案されたものであり、七月に小村外務大臣から桂首相に提出された。この中で、「王家ヲ大公殿下トナスコト」⁽⁸⁾という細目が設けられ、初めて韓国皇室の処遇方針に言及されることになる。⁽⁹⁾

一九〇九年七月六日の閣議でこの「第二号方針書」を基とした対韓方針が立てられ、天皇の裁可を得た。さらに、小村外務大臣は「併合断行の順序方法等の細目」として、「併合ノ宣布」「韓国皇室ノ処分」「韓半島ノ統治」「対外関

係」の四項目に関して意見書を作成し、七月下旬に桂首相に提出した。このうち韓国皇室の処分に関しては、韓国皇帝を廢位して「大公」とし、皇太子は「公」とするとされていた。また、彼らを東京に移住させるとともに、皇族が華族の礼を参酌して特別の礼遇を与えることが考えられており、韓国皇室の私有財産に関しては、そのまま「大公家」「公家」が有するとされていた。⁽¹⁰⁾

一九一〇年五月三〇日、胃癌のために帰京していた曾禰に代わつて寺内陸軍大臣が大任兼任で第三代統監に任命されることになる。「時局解決」を目論む寺内統監は、韓国併合後に日本政府内から異議が出ることを防ぐため、そしてまた併合談判を円滑に進めるために、併合の大綱のみではなく、その細目をも明確に規定しておく必要があると考えた。これにより、一九一〇年六月下旬から七月上旬にかけて、永田町の首相官邸で併合準備委員会が開催された。柴田家門内閣書記官長（官房長官の前身）が議長を務め、小松緑統監府外務部長と倉知が原案の作成を担当、委員会では併合後の国称、朝鮮人の国法上の地位、朝鮮における外国人の権利、韓国の債権債務、官吏の任命、韓国皇室の処分などが議論された。

小松が「併合準備委員会」先づ議題に上つたのは、韓国皇室及功臣の処分」であったとして、

国皇室及功臣の処分」がいかに重視されていたかがわかる。そしてこの問題に関しては、「現帝の尊称を太公(マコ)グラシ・デュック)として、世襲とし、先帝は、其一代限り太公とする」という方針が立てられた。この尊称の趣旨は、日本皇太子の次、親王の上に置くというものであり、韓国皇帝を皇族の最上位とほぼ同等に礼遇する意味があった。また「経費として一年百五十万円を支給する」というのは、韓国皇室の宮廷費をそのまま維持するという意味があったが、そうする理由は、寺内統監が「韓廷の内生活には、余り急激なる変革を加へないことにしたい」と考えたからであった。韓国併合当時の総理大臣の年俸が一万二〇〇〇円であったことから考えると、一五〇万円がいかに巨額であったかがわかる。七月八日、この韓国皇室処遇案を含む「併合実行方針細目」は閣議決定された。⁽¹²⁾

二 併合談判の開始と国号・王号問題

一九一〇年七月二三日、寺内統監は併合準備委員会で練られたこの併合案を携えて仁川に上陸した。韓国では「武断派」の寺内統監が韓国に来たことで、すぐにでも韓国併合が断行されるとの噂が流れた。ところが寺内統監は、翌二四日は統監官邸に籠り、二五日は昌徳宮と徳寿宮に参内

して、韓国皇帝と太皇帝に新任の挨拶をしたのみであった。静観する統監府とは対照的に、韓国政府では大きな動きがあった。一昨年末に李在明に肺を刺され、温陽にて静養していた李完用が二九日に京城に戻り、翌三〇日に朴斉純の署理の任を解いて首相の座に戻ったのである。首相に復帰した李完用は、三一日に朴斉純内務大臣、趙重忠農商工部大臣とともに、北部翠雲亭にて秘密裏の内議を凝らした。⁽¹³⁾

寺内統監の着任によつて、韓国では李完用が首相に復帰するという動きがあったが、日本でも同様に動きがあった。東京で亡命生活を送る宋秉畷が、この機に乗じて韓国に渡ろうと下関に移動したのである。宋秉畷は黒竜会の内田良平と組んで「日韓合邦」を唱え、桂首相に対して一億円で「日韓合邦」を実現してみせると大言した人物であった。それゆえ、世間では宋秉畷の親日内閣が組閣されるのではないかと噂された。しかし、寺内統監は一方的な宣言では国際承認が得られないことを理解していたため、宋秉畷の入韓を阻止する動きに出た。⁽¹⁴⁾

このとき寺内統監に近待していた小松緑が「時機が熟さぬならば、半年が一年でも待つてゐても、差支がなかつたのである。此の方から迂闊に言ひ出して、素気なく撥ね付けられては、面目が立たないのみか、取り付く島を失ふこ

とになる⁽¹⁵⁾と述べているように、統監府側は李完用内閣が併合談判に応じる機会を、早期ではなく半年から一年の展望で窺っていた。ところが、八月四日に李完用首相の私設秘書である李人植が、突如南山脚下の統監府官舎に小松緑を訪問したことで、統監府と韓国政府の距離は急速に接近することになる。

小松を前にした李人植は、李完用首相が「難問題は、王室の待遇である。現帝は、自ら位を退くのを洩し給はざるに、臣子の分として、数千年来の社稷を一時に断絶する大事を言ひ出すに忍びない⁽¹⁶⁾」と語ったことを伝えた。これを聞いた小松は「先づ併合条件の大体を語るのが、現内閣の最後の決心を促すべき唯一の方策であらう」と考え、最初に西欧の植民地政策との対比の中で韓国皇帝の処遇を述べた。

すなわち、フランスがマダガスカル王を孤島に追放したり、アメリカがハワイ王を市民に落とした例を引き、これに対して韓国皇帝は併合後「日本皇族の待遇を受けられ、尚ほ今日と異ならざる歳費を給せられやう」と説明したのである。さらに付け加えて、韓国政府閣僚や官僚も併合実行に対して「非違の行動」に出なければ栄爵と地位を維持するに十分な恩資金が給されるという懐柔策が伝えられた。小松はこの日の感想として「李人植の前後の口吻から

推察して、吾輩は、当方の併合条件が、先方の予想してゐた所よりも遙かに寛大であつたやうに思つて、頗る快感を禁じ得なかつた」と記している。

李人植が小松を再訪したのはそれから四日後の八月八日のことであつた。李人植は小松に対して、「李首相は、一々首肯されたのみで、各事項に対し、可否の意見を加へられなかつたが、唯々最後に、余り永引くと、意外の故障が起るかもしれないから、一日も早く、時局を片付けた方が得策であらうと言はれた⁽¹⁷⁾」と伝えた。ここで言う「意外の故障が起る」とは、宋秉畯が入韓して無条件に併合に応じることを指していると思われるが、李完用首相としてはそのような危機感を懐きつつ、少しでも譲歩を引き出せる現状において、「一日も早く」併合談判を開始したかつてのであろう。

小松から韓国側の動向に関する一連の経緯を聞いた寺内統監は、国分象太郎参与官を使者に立てて李完用首相を統監官邸に招くことを決断、八月一三日には桂首相に向けて「予て内命ヲ掌レル時局ノ解決ハ来週ヨリ着手シタシ、別段ノ故障ナク進行スルニ於テハ其ノ週末ニハ総テ完了セシメ度⁽¹⁸⁾」という電報を送つた。こうして半年から一年後の「時局解決」を目論んでいた統監府は、韓国側からの予期せぬ接近によつて見切り発車的に併合談判を開始することと

なる。

八月一六日、統監官邸において、寺内統監と李完用首相の併合談判が開始された。ここでまず寺内統監は、李完用首相が他の閣員と協議するときの便宜を図るために、韓国併合の趣旨を書いた覚書を手渡した。覚書の内容は、韓国併合に至った概要と条約の詳細説明で構成されていたが、大部分は併合準備委員会の決定に則した韓国皇室の処遇方法に割かれていた。その概略を記せば、韓国皇帝には「太公殿下」、皇太子には「公殿下」、太皇帝には一代に限って「太公殿下」の尊称を授け、「三方トモ日本皇族タル礼遇ヲ賜ハルヘシ」「現皇帝、太皇帝両陛下及皇太子殿下ノ受ケ居ラルル宮廷費ハ毫釐モ減少スルコトナク其ノ全額ヲ右三方ニ供給セラルヘキ」とされていた。¹⁹⁾

寺内統監の説明を聞き、覚書を一読した李完用首相は、唯一の希望として「国号ハ依然韓国ノ名ヲ存シ皇帝ニハ王ノ尊称ヲ与ヘラレタキコト」²⁰⁾を申し入れた。李完用首相が国号と王号の二つを守ろうとしたのは、併合後においても韓国の「国家」としての「名」を維持しようとしたからであつたため、当然のことながら寺内統監はこの申し入れを拒絶した。対する李完用首相は、いったん趙重応農商工部大臣と協議した後、同大臣を介して韓国側の出方を伝達するとして、わずか三〇分で退出していった。

趙重応農商工部大臣が、国号と王号に関する韓国側の考えを伝えるために統監官邸を訪問したのは、同日午後九時のことであつた。ここで趙重応は、「大体ニ於テハ異議ナキモ」と前置きした上で「国号迄モ失フニ至リテハ著シク韓国上下ノ感情ヲ害シ紛擾ヲ来スコトナキヲ保シ難シ、王称ニ至リテモ古来ノ歴史ニ照ラシ曩ニ清国ニ隸属シタル時代ニ用ヒタル称号ヲ其ノ儘踏襲セムトスルニ外ナラス」と申し出た。その上で「若シ此二点ニシテ双方ノ意思一致スルヲ得サルニ於テハ妥協ノ途ナキニ苦シム」²²⁾という李完用首相の言葉を伝え、日本側がこの点に関して譲歩しないならば条約締結には応じないと強気に出た。

一方の寺内統監は、一三日に桂首相に対して翌週末までの「時局解決」を伝えていたため、この時点で併合談判を反故にするわけにはいかなかった。²³⁾そこで、「韓国ノ国号ヲ自今朝鮮ト改ムルコト」「皇帝ヲ李王殿下、太皇帝ヲ太王殿下及皇太子ヲ王世子殿下ト称ス」²⁴⁾という二件を筆記し、これを日本政府に稟議してみろ、という譲歩案を提示した。

趙重応農商工部大臣は、国号に関しては「北海道」をもじつた「南海道」に変えられるのではないかという点を心配していた²⁵⁾だけであり、「朝鮮ノ名ヲ存セラルルニ於テハ誠ニ幸ナリ」²⁶⁾と答えて統監府側の案に理解を示した。一方

王号に関しては、小松緑が『明治外交秘話』の中で「趙（重
忠）は李王といふのが気に入らない様子であったが、それを朝鮮王殿下と直したいとも言ひ兼たらしい」と記しているように、「李王」という名称が、寺内統監と趙重忠農商工部大臣の間のぎりぎりの妥協点であったことがわかる。二案を示された趙重忠は即答を避け、李完用首相と協議すると答えて退出していった。

翌八月一七日午前一〇時に李完用首相の使者が統監官邸を訪れ、趙重忠農商工部大臣がもたらした懸案の返答に関しては、閣員との協議の必要から、同日午後八時まで待つてほしいと伝えてきた。ところが、李完用首相はその時間になると、閣員と終日協議を遂げたが、いまだに全員の同意を得られていない旨を伝えてきた。しかも最後に、「国号及王称二閣スル自分ノ主張ニシテ帝國政府ノ容ルル所トナラハ自ら責ヲ負ウテ閣議ヲ統一スルコトニ力ス」と付け加えていた。これにより、統監府が李完用内閣において併合条約を締結するためには、国号と王号を韓国側の要求に従って修正することが必要不可欠となった。

保護協約締結時、学部大臣であった李完用は「円満ニ妥協ヲ遂ケ日本ノ要求ヲ容ルト同時ニ我方ノ要求ヲモ容レシメ彼我合意ノ上締結ヲ為スニ如カス」との考えを皇帝に奏上している。それゆえ、李完用首相は韓国併合時におい

ても、条約締結によって併合を成立させようとする統監府側の意向に巧みに応えるふりをして、国号と王号といった「国家」の「名」に関わる部分の譲歩を引き出したといえる。

八月一八日、昌徳宮で常例閣議が開かれ、韓国政府において「合邦」の決議が成立したため、後は条約の草案を韓国皇帝の親閲に供し、裁可を得た上で全権委員の任命（詔書の下付）を待つのみとなった。二二日午後二時、韓国皇帝が御前で李完用首相に全権委任の詔勅を下すと、李完用首相は携帯した条約案を聖覽に供して逐条説明を行い、これを受けた韓国皇帝は条約案を嘉納裁可した。その後、李完用首相と趙重忠農商工部大臣は車にて統監官邸に向かい、そこで寺内統監、李完用首相による条約書への調印が遂げられた。

三 併合条約締結後における統監府と日本政府の協議

前章では、統監府と韓国政府との併合談判における「合意的国際条約」の締結と国号・王号を巡る駆け引きを追ってきた。両者は互いの譲歩を引き出すために対立したが、寺内統監が一二日の電報で宣言した翌週末までの「時局解決」と大差なく、二二日に併合条約が締結された。では次に、この間の統監府と日本政府の協議が、どのように展開

されていたのかをみていくこととする。

実は、ほぼ予定通りに進められた併合談判の裏側で、統監府と日本政府の協議は様々な困難に直面し、停滞していた。その原因は、八月八日に東海・関東地方を中心に降り始めた豪雨にあった。豪雨は死者一〇六一人に達する大水害を引き起し、各地の交通を分断していった。⁽³⁰⁾これによって、軽井沢に避暑に出掛けていた桂首相の他、山県有朋枢密院議長、後藤新平通信大臣、平田東助内務大臣が地方に足止めされることとなる。一日帰京予定の桂首相が、徒歩やトロッコを駆使して東京に戻ったのは一七日午後四時のことであり、こうした日本政府首脳部の不在は、統監府と日本政府の協議を阻害する要因となった。柴田内閣書記官長が統監府の児玉秀雄秘書官に送った「天災ノ為双方トモ計画幾分カ齟齬ス」⁽³¹⁾「首相不在ノ為宮内省ト交渉ヲ開ク能ハス」といった文面がこのときの日本政府の焦燥感を表している。

寺内統監が一三日の電報で翌週末の「時局解決」を宣言するのは、こうした混乱の最中であつた。電報を受けた柴田内閣書記官長は、翌一四日に首相と統監府に向けてそれぞれ「今週中ニ発表実行ハ困難ナルヘキカト思考ス」⁽³²⁾「今週中発表スル迄ニ運ブハ余程困難ナルヘシ、特ニ宮内省案ハ大体ニ於テモ意見アリ、纏マリ居ラス、頗ル困難ナリ、

解決ト発表ト相伴ナフモノトスレハ其時日ニハ慎重ナル考慮ヲ要ス」⁽³⁴⁾という電報を送り、条約締結と公布を同日に行うならばその期日を慎重に設定することを訴えている。ところが、東京へ帰還途中の桂首相は、一五日に柴田内閣書記官長に対して「韓国トノ条約調印ト発表トノ間ニハ多少ノ日数アルモ差支ナキコトナレハ何時ヨリ着手スルモ差支ナキ趣回答致スヘキ」⁽³⁵⁾との指示を出した。これによって、韓国併合は条約締結と公布を同日としない方針が生まれ、翌一六日から寺内統監と李完用首相による併合談判が開始されることとなる。

では、併合談判の裏側で統監府と日本政府が進めていた作業とは何だったのであろうか。明治憲法下では、条約締結は天皇大権に属したため、全権を委任された統監の判断によって断行することができたが、条約締結のためには、それ以前に条約案を枢密院に諮詢しておく必要があつた。また併合後の措置に関わる案件を、帝国議會で可決するか、緊急勅令として発布する必要もあつた。日本政府は、このとき帝国議會が閉会中ということもあつて緊急勅令という手段を選択したが、緊急勅令の発布も枢密院の承認を必要としたため、条約締結までに各案件を修正・確定し、枢密院へ諮詢しておかなければならなかつたのである。

しかし、たとえ公布日を締結日の後に設定したからと

いって、緊急勅令として制定すべき案件は、締結日までに可決しなければならなかった。それゆえ、枢密院への諮詢は、条約締結日と同日ではあるが、それは条約締結前に遂げられている。では、あえて公布日をずらしてまで協議すべき問題とは何だったのであるうか。それは柴田内閣書記官長が電報で再三遅延を訴えている宮内省に關連する問題であつた。⁽³⁷⁾

韓国併合に伴つて宮内省に關連する問題は、韓国皇室と韓国政府關係を如何に処遇し、その規定を設けるかということであつた。韓国政府關係の処遇方法は、「華族令ニ依ル有爵者ト同一ノ礼遇ヲ享ク」とする「朝鮮貴族令」を制定することで規定されることになつていたが、それは華族令の焼き写しということもあつて、条約締結日までには完成してゐた。それゆえ、条約締結日以降の協議の中心は、韓国皇室の処遇方法とそれを規定する詔書の作成にあつたことがわかる。

詔書の作成は次のように遂げられていった。八月一日、柴田内閣書記官長は寺内統監に対して、併合準備委員會の決定を基に立案された宮内省案の概要を電報している。そこには、「現皇帝ハ太公ト為シテ世襲トス、其ノ世子ハ公トシ太皇帝ハ尚太公ト称シ各妃ハ各太公妃又ハ公妃トシ何レモ皇族ノ礼ヲ以テ遇シ殿下ト称セシム」といつた詔

書案が記されていた。しかし丁度この日、第二章でも述べたように、寺内統監は韓国側に条約締結に應じてもらうための譲歩案として、併合後の韓国の国号を「朝鮮」とすること、韓国皇帝・太皇帝・皇太子に王号を残すことを日本政府に稟議すると告げていた。このうち国号を「朝鮮」とする案は、本来閣議で決定されていしたことなので何ら問題がなかつたが、もう一方の王号を残す件は、「大公」としてやつとのこと形を持ち始めた宮内省の詔書案を修正し、天皇の裁可を得る必要があつた。

八月一七日、寺内統監は柴田内閣書記官長に対して、韓国側が王号を希望しているのでそれに従つて宮内省案も修正する必要がある旨を電報し、翌一八日に桂首相から変更異議なしの返電を受け取つた。一九日に、宮内省による詔書案全文が郵送にて統監府に届けられると、統監府は皇帝の部分で「李王トナシ昌徳宮ト称セシメ」に、皇太子の部分で「其ノ世子ヲ王世子トシ」に、太皇帝の部分で「太王ト為シ徳寿宮ト称シ」に修正するよう、柴田内閣書記官長に電報した。⁽³⁸⁾ これを受けた日本政府は修正作業を遂げ、二日になつて最新の詔書案を統監府に電報するとともに「最早此上修正ノ余地ナシ」と告げてきた。ところが、この修正案に「現皇帝ヲ冊シテ王(李王ニアラス)ト為(タメ)シ昌徳宮ト称シ」と書かれていたことが統監府側の反発を

招き、詔書の完成を遅らせることとなる。

八月二三日、統監府の兎玉秘書官は日本政府に対して、「単ニ王ナル文字ヲ用ウルトキハ従来ノ行掛上朝鮮王ナル称号ヲ用イタキ希望ヲ申出ツル虞アリ、当方ニテハ特ニ李王ナル文字ヲ用イテ予メ之ヲ防カムトシタルナリ」といふ電報を送り、「朝鮮王」のように、天皇とは別の朝鮮の統治者が存在するかのような呼称が将来の禍根となることを避けるため、予め「王」の上に韓国皇室の姓である「李」を付けて「李王」とすることを要請した。ところがこれを受けた柴田内閣書記官長は、すでに確定した詔書を書き直すことは困難であると返電してきたため、今度は寺内統監が桂首相に電報を送り、再度「王」ではなく「李王」として冊立することを要請した。⁽⁴²⁾

桂首相はこの要請を受け入れたが、宮内省案を完全に否定することもできなかった。そこで二五日に統監府に対して、「篤ト宮内大臣トモ協議シ詔書案中(冊シテ王ト為シ)ノ下(昌徳宮ト称シ)トアルヲ(昌徳宮李王ト称シ)ニ改メ又(徳寿宮ト称シ)トアルヲ(徳寿宮李太王ト称シ)ニ改ム」と返電し、宮内省と統監府の案を折衷した詔書案を伝えてきた。

こうして八月二九日に公布される詔書は、「前韓国皇帝ヲ冊シテ王ト為シ昌徳宮李王ト称シ」「太皇帝ヲ太王ト為

シ徳寿宮李太王ト称シ」に書き換えられ、韓国皇帝は「王」として冊立されるが「李王」と称することになり、太皇帝は「太王」として冊立されるが「李太王」と称することになったのである。

四 王族に対する「皇族ノ礼」と皇族たらざる王族

前章では、大水害によって日本政府が混乱に陥る中、統監府と日本政府が詔書の文言を巡って紆余曲折する過程をみてきた。日本政府は限られた時間の中で詔書を作成しなければならず、最終的に統監府案と宮内省案の折衷で完成させることとなった。しかし、これで韓国皇帝の処遇問題が解決したわけではなかった。そこで引き続き、韓国皇帝の処遇を巡って統監府と日本政府・宮内省の意見が対立する過程をみていき、そこから朝鮮統治上韓国皇帝の処遇が如何に重大な問題であったのかを浮き彫りにしていきたい。

八月一九日、寺内統監は柴田内閣書記官長に対して、「王ノ宣下ノコトニ付テハ特ニ勅使ヲ差遣セラルルカ又ハ総督ニ委任セラルルカ孰レニモセヨ相当ノ儀式ヲ要スル義ト考ヘラル」といふ電報を送り、韓国皇帝を王族として冊立する儀式に、勅使を差遣することを提案している。では、なぜ寺内統監は王族を冊立するために「相当ノ儀式」が必

要だと考えたのであろうか。

寺内統監は、条約締結直後に桂首相に向けて、「内地新聞紙ノ記事論説ニシテ韓国皇室ヲ蔑視シ又ハ韓人ヲ輕侮スルカ如キ詔調ヲ用ヒ為ニ韓国官民ノ感情ヲ害シ不利益ナル影響ヲ与フルコト往々ニシテ之アルハ常ニ遺憾トセシ所ナル」という電報を送っている。そして「新付ノ良民ヲ侮辱スルカ如キコトアラバ将来ノ施政ニ対シ非常ナル傷害ヲ与フルノ恐アリ」として、内地の新聞を取り締まる措置をとるべきことを訴えている。このように寺内統監は韓国民の目を意識し、統治において彼らを懐柔することが重要だと考えていた。それゆえ、条約公布に際して韓国全土に韓語の訓示を貼り出し、一般民に対しては「地稅其他特別免除」や「大赦」を行うことを、さらに閣僚に対しては「朝鮮貴族」を創設して爵位と公債を交付することを公報するという措置をとっている。そうした懐柔策の一環として韓国皇帝の処遇が重視され、それが「相当ノ儀式」として韓国民に示されることとなったのである。

「王冊立」の儀式に勅使を差遣することを要請した寺内統監の電報を受けた桂首相は、渡辺千秋宮内大臣と協議を遂げ、二〇日に「王ハ宮内省案ニアル如ク詔書ニ依リ公布セラルヘキモノナルヲ以テ宣下ノ如キ形式ナシ」と返電してきた。ただし、寺内統監の意見を完全に否定するのでは

なく、「貴見ノ如ク相当丁重ナル様式ヲ備フルハ亦必要ナルヘシ」という考えも示していた。そこで日本政府から提示された様式とは、詔書公布と同時に日本から勅使を差遣し、下賜品とともに詔書の写しを伝達するというものであり、「立皇太子ノ時ノ例」を参酌したものであった。では、「立皇太子」の儀式とは如何なるものかというと、『皇室事典』に次のように説明されている。

皇長子は立太子の礼を挙げさせられると否とに拘らず、御誕生と同時に皇太子であらせられるのである。

それでは立太子の礼を挙げさせられ、立太子の詔書を公布されるのはどういふ意味かといへば、皇室典範の義解にもあるごとく、即ちこの御威儀によつて全國民にこれを周知せしめられるに他ならない。

つまりこれは、威厳ある儀式によつて、皇長子を皇太子の地位に冊立したという事実を、人民に周知させるためのものであった。日本政府が、この儀式を参考に「王冊立」を行おうとしたということは、韓国皇帝を詔書にある如く「皇族ノ礼」をもつて処遇するとともに、その事実を「全國民」に周知させる意図があつたと考えられる。

ところが、日本政府は宮内省と協議した後に、突然この方針の一部分を取りやめ、二二日に統監府に対して、「此度ハ御下賜品ナキコトニ変更ス」という電報を送つてき

た。これに対して寺内統監は、桂首相に次のような電報を送つて「王冊立」の重要性を訴えている。

彼我統合的意思ノ発現ニヨリ時局ヲ解決スルニ勉メタル以上ハ、其宗室ニ対シテハ安ンジテ永久之ヲ存続セシメ、且ツ之ニ相当ノ礼遇ヲ賜フコトハ実ニ我至尊ノ至仁至徳ナル御宏量ヲ一般ニ表示セラルル所以ニシテ、又韓国民ヲシテ其ノ恩沢ニ感涙セシムルノ素因タルベシト信ス⁵⁰

寺内統監は、韓国併合を「彼我統合的意思ノ発現」という建前によつて実現したのだから、当然韓国皇帝に対して「相当ノ礼遇」を賜うべきであり、そうすれば韓国民を「其ノ恩沢ニ感涙セシムル」との考えを持つていた。同じ電報上で寺内統監は、条約締結直後に統監官邸を訪れた韓国皇帝の使者（閔丙奭・尹徳榮）に対して、「李王家ニ対シテハ日本ノ皇族同一ノ礼遇ニ出ツ」と告げたと報告している。

こうした寺内統監の考えをみると、あたかも王族を皇族のように扱おうとしていたかのような錯覚に陥る。しかし電報の最後で、「以上孰レモ我帝室ト李王家トノ礼遇上ノ儀礼ニ外ナラザルモ亦畢竟将来政略上ニ関係少カラザルヲ以テ特ニ爰ニ電稟ス」と述べていることからわかるように、寺内統監の主張はあくまで併合後の統治を念頭に入れ

たものであった。それゆえ、寺内統監の王族を皇族のように処遇するという考えは絶対的なものではなく、王族を皇族のように扱うことが統治上不利益になると考えられれば、王族を皇族ではないものと見做すこともあった。それは、王族の監督権を巡る統監府と宮内省の議論をみてみる⁵¹とわかる。

宮内省においては、韓国併合後の王族を皇族と同様に宮内省が監督し、その旨を記した皇室令を制定すべきとの考えがあった。そしてその考えは、八月二三日に柴田内閣書記官長を通じて統監府に伝えられた。これに対して兎玉秘書官は、「王族及公族ノ監督ニ関スル事項ハ政治上最モ重要ナル案件ナリ、此際軽々シク之レカ規定ヲ設クルハ却テ不得策ナリ⁵²」と宮内省の考えを否定し、さらに「朝鮮総督ニ於テ宮内府及承寧府職員全部ニ対シ残務処理取扱ヲ命シ、当ノ内現在ノ儘之ヲ朝鮮総督ノ下ニ置キ、後日適当ナル規定ヲ設クル事ニ宮内省ニ交渉ヲ乞フ」と要請している。電報の最後に「右命ニ依ル」とあることから、これは寺内統監の指示だったと考えられる。

これに対して柴田内閣書記官長は、「間接ニ宮内省ノ監督権ヲ認メタル迄ニテ左シタル問題トスルニ足ラスト思考⁵³」と返電し、王族の監督権を宮内省の下に置くことに対して過敏に反応した統監府を牽制した。日本政府からのこ

の電報が統監府に届けられると、今度は翌二六日に寺内統監自らが桂首相に対して、「韓国王族及公族ニ関シ一種ノ特別ノ制ヲ設ケ其歳費モ亦国库ヨリ直接支出スルカ如キ専ラ帝国皇族ト之ヲ區別スルノ必要ヲ認メタルニ外ナラス」という電報を送り、あからさまに王族と皇族の違いを述べている。さらに、「由来政治上禍乱ノ泉源タル旧韓国皇室ニ対スル監督権直接其地ノ統治者タル総督ノ権内ニ帰セスシテ将来完全ニ統治ノ実ヲ拳ントスルガ如キハ実ニ迂ナルモノト云フノ外ナシ」と、併合後の朝鮮統治を担う総督が、王族を監督する権利を持つべきことを主張した。

同日、桂首相は「問題タル皇室令案ノ如キハ単ニ職員残務ノ規定ニ止マリ将来ノ問題ニ対スル障害トナルモノニハアラサルヘシ」と返電して統監府側の理解を求めた。この電報の最後で「時日切迫ノ際御同意相成リタルモノト認メタシ」と述べていることからわかるように、条約公布が迫っているこの時点で、日本政府に時間的余裕はなかった。それゆえ、将来的にどの組織が王族の監督権を握るかを曖昧にしつつ、宮内省案で確定する流れに持つていかざるをえなかつたといえる。

しかし統監府としては、たとえ職員残務の規定に止つても、宮内省に王族の監督権を渡すわけにはいかなかつた。二七日、寺内統監は桂首相に「本件ハ重大ナル関係ヲ有ス

ル案件ニシテ今軽々シク之ガ規定ヲ設クルハ却テ後ノ禍源ヲナスノ虞ナシトセス」と電報し、あくまで監督権の設定は後日に為すべきだと告げた。さらに寺内統監は、併合条約公布予定日の前日二八日にも王族の監督権に関して桂首相に電報したが、内容はこれまでのように一方的に統監府の主張を述べるものとは異なつていた。あくまで、朝鮮に在勤する職員の仕事執行に関する監督は総督に一任されるべきだとしたが、同時に、「斯クセバ實際ノ取扱上大ナル差支ナルベシト考ヘラルルニ依リ此際ハ一応御同意致シ置キ他日官制等制定ノ場合ニ於テ更ニ御協議ヲ遂クルコトニ致スベシ」とも述べ、一時的に監督権を宮内省の下に置くことに同意を示したのであつた。

これにより、朝鮮には李王職という王族の家務を掌る組織が作られることとなるが、その組織は、宮内省と統監府の間の王族監督権争いの葛藤をそのまま表したものであつた。たとえば、「李王職官制」の第一条では、李王職は宮内大臣の管理に属すると規定されながら、「朝鮮ニ於ケル李王職ノ事務及朝鮮ニ在勤スル李王職職員ニ関スル件」の第一条では、朝鮮に在勤する李王職職員は総督が監督すると規定されていたのである。

併合条約が公布された翌三〇日、寺内統監は桂首相に次のように電報している。

李王家監督ニ付屢々意見ヲ陳ベ御考慮ヲ煩ハシタルハ、新政ノ始ニ当リ我皇室ト李王家ノ關係ヲ明カニシ皇室ノ尊嚴ヲ盛ニスルト共ニ、李王家ヲシテ政治上ノ關係ヲ絶チ長ク我皇室ノ恩沢ニ浴セシメンガ為ニ外ナラス、之レ実ニ皇室トノ關係ノミナラス朝鮮統治上ノ最大要件ナレバナリ⁽⁵⁸⁾

寺内統監が王族と皇族を区別した理由は、単に皇族の尊嚴のためだけではなく、王族を政治から遠ざけつつ、皇族の「恩沢」を受ける存在として処遇するためであった。そして、そうした韓国皇帝の処遇は「朝鮮統治上ノ最大要件」であると説明された。韓国皇帝の処遇問題が、実際に「朝鮮統治上ノ最大要件」であったかは更なる検討が必要であるが、少なくとも寺内統監は、韓国皇帝の処遇問題をそのように位置づけることで、朝鮮統治を円滑に進める措置を執ろうとしていたといえる。その結果、王族を皇族のように礼遇することで韓国民を「感涙」させようとしつつも、同時に王族と皇族を区別することで宮内省の干渉を排除し、王族の監督権を朝鮮の統治者たる総督の権内に置こうとしたのである。

おわりに

以上、韓国併合計画が文書化されてから併合条約が公布

されるまでに、韓国皇帝処遇問題がどのように協議されていったのかをみてきた。「合意的国際条約」の下で韓国併合を実現することを重視する寺内統監は、韓国政府の条約締結意思を引き出すために、李完用首相が要求する国号と王号の維持に関して譲歩しなければならなかった。国号に関しては、元来日本が用意していた「朝鮮」案がそのまま受け入れられたので問題はなかったが、王号に関しては、日本側が用意していた「大公」案を一から修正し直さなければならなかった。しかも、韓国皇帝が将来的に「朝鮮王」を名乗るという可能性を排除するために、「王」として冊立するが、称するときには「李王」にするという措置がとられた。

また寺内統監は、韓国民を懐柔するために韓国皇帝へ皇族の礼遇を保障し、それを儀式として大々的に演出しようとした。しかしこれによって、韓国皇帝が皇族相当と見做されて宮内省の監督下に置かれるとなると、明確に王族と皇族の違いを述べて反対した。王族が皇族の礼遇を受けるのだから、その監督権を宮内省が持つという主張は論理的整合性がある。それゆえ、寺内統監が容喙しなければ、何の問題もなく宮内省案で解決されたのかもしれない。

しかし寺内統監は、韓国皇室を「政治上禍亂ノ泉源」と見做し、その監督権を朝鮮の統治者たる総督の下に置かな

ければならないと考えていた。そしてこの考えを正当化するかのようになり、韓国皇帝の処遇問題を、「朝鮮統治上ノ最大要件」であると位置づけた。植民地化において大した問題ともならないような、少なくとも琉球処分ときには琉球王を既存の華族とすることで解決された相手国皇帝（王）の処遇問題は、韓国併合に際してその後の朝鮮統治と連動した位置に置かれたのである。日本はあえて組上に載せられたこの問題を巡って条約公布直前まで延々と議論し、そして最終的に明確な規定を避けるという形で解決したのであった。ここに韓国併合の一特徴が垣間見られると考える。

実はこの間、王族を皇族のどの班位（序列）に置くかについても協議されていた。最後にこのことに関しても付言しておきたい。条約締結前日の八月二日に統監府は日本政府に対して電報を送り、李王および李太王は日本皇太子の次に、王世子および親族たる李堉と李載冕は宣下親王の次に列するというように、韓国皇帝を皇族のほぼ最上位に位置づける案を伝えていた。⁽⁵⁹⁾この問題は宮中でも重視されており、徳大寺実則内大臣兼侍従長は二三日に渡辺宮内大臣に対して書簡を送り、「王の席順等は急激に改むるの必要も無之、却て感情を害する事之なしとも申難く、由て席順を定むる必要生ぜし時にて可然御沙汰に候間、御含迄に申演

置候⁽⁶⁰⁾」と述べている。こうした意見を考慮してか、結局王族の班位は定められることなく曖昧なままにして終った。柴田内閣書記官長は条約公布直前の二八日に統監府に電報を送り、王族の班位規定を先送りにした理由を、「是ハ単ニ急グ必要ナシト云フノミニアラズ、（御思召）ノ次第モアルニ付孰レ克ク首相統監ノ間協議ヲ要セラルルヲ以テナリ⁽⁶¹⁾」と伝えている。

右のような班位規定の先送りを含め、韓国併合時に王族を皇族なのか皇族ではないのかを曖昧に創設せざるをえなかったことは、大正期に入って皇室典範改正問題を引き起こすこととなる。この点は今後の課題としたい。また史料の制約上、国号・王号の存置の意味合いや、宮内省の動向に関してはまだ不明な点が多い。この点も今後の課題としたい。

注

- (1) 山辺健太郎『日本の韓国併合』（太平出版社、一九六六年）、同『日韓併合小史』（岩波書店、一九六六年）、海野福寿『日韓協約と韓国併合』（明石書店、一九九五年）、同『韓国併合』（岩波書店、一九九六年）、同『韓国併合史の研究』（岩波書店、二〇〇〇年）、同『伊藤博文と韓国併合』（青木書店、二〇〇四年）、森山茂徳『近代日韓関係史研究―朝鮮植民地化と国際関係―』（東京大学出版会、一九八七年）、同『日韓併合』（吉川弘文館、一九九二

年)などがあげられる。

- (2) 『韓国併合ニ関スル書類 発電』(一九一〇年作成、国立公文書館所蔵)には、日本政府が発した電報が収録されており、『韓国併合ニ関スル書類 着電』(一九一〇年作成、国立公文書館所蔵)には、日本政府へ発せられた主に統監府からの電報が収録されている。以下『発電』『着電』と略す。この史料は公文別録『韓国併合ニ関スル書類』と名称が似ているが、『公文別録』ではなく『単行書』という別の分類の公文書である。国立公文書館の説明によると、『公文別録』とは明治元年から昭和二年の重要な事件、閣議決定などの極秘文書をまとめたものであり、『単行書』とは安政五年から大正一五年の公文書を、内閣記録課が『単行書』という名称で編纂したものである。なお、この史料は、海野前掲『韓国併合史の研究』三八三―三八四頁の二カ所でも使用されているが、寺内統監が韓国側の閔丙奭と尹徳榮の動向を桂首相に報告している部分が引用されているだけである。本稿で引用する史料は、原則的に漢字の旧字体を常用漢字に改め、適宜句読点を付すこととする。
- (3) 『着電』八月二六日午後一時五〇分発―午後五時五分着、寺内から桂。
- (4) 倉知鉄吉『韓国併合の経緯』(『明治人による近代朝鮮論影印叢書』第一六巻、ベリカン社、一九九七年、所収)一頁。
- (5) 小松緑『朝鮮併合之裏面』(中外新論社、一九二〇年)八六一―八七頁。海野前掲『韓国併合史の研究』三六二頁注(三)でも指摘されているが、倉知前掲『韓国併合の経緯』に掲載されてい

る「方針書」は、一九〇九年七月六日の閣議決定「韓国併合ニ関スル件」である。

- (6) 倉知前掲『韓国併合の経緯』四頁。
- (7) 倉知前掲『韓国併合の経緯』六頁。
- (8) 小松前掲『朝鮮併合之裏面』一五一―一七頁に掲載されている倉知から小松への覚書。
- (9) 倉知前掲『韓国併合の経緯』六頁。
- (10) 『韓国併合ニ関スル閣議決定書・其三』(公文別録『韓国併合ニ関スル書類』一九〇九年、国立公文書館所蔵)。
- (11) 小松前掲『朝鮮併合之裏面』九〇頁。
- (12) 朝鮮総督府『朝鮮ノ保護及併合』(市川正明編『日韓外交史料』第八巻、原書房、一九八〇年、所収)三二七頁。
- (13) 黒田甲子郎編『元帥寺内伯爵伝』(『元帥寺内伯爵伝記編纂所』一九二〇年)五七九―五八〇頁。本書は一九八八年に大空社から復刻されている。
- (14) 海野前掲『韓国併合史の研究』三五七頁。
- (15) 小松前掲『朝鮮併合之裏面』一二二頁。
- (16) 小松前掲『朝鮮併合之裏面』一三一―一四〇頁。
- (17) 小松前掲『朝鮮併合之裏面』一四〇頁。
- (18) 『着電』八月二三日午後四時四五分発―一四日午前一時五〇分着、寺内から桂。一三日が土曜日であるから、ここで言う来週末とは二〇日前後を指している。
- (19) 寺内正毅『韓国併合始末』(海野福寿編『韓国併合始末関係資料』不二出版、一九九八年、所収)一三一―一九頁。

- (20) 寺内前掲「韓国併合始末」二四—二五頁。
- (21) 木村幹「朝鮮ノ韓国ナシヨナリズムト」小国「意識」(ミネル
ヴァ書房、二〇〇二年)二六八頁。
- (22) 寺内前掲「韓国併合始末」三〇—三一頁。
- (23) 前掲「朝鮮ノ保護及併合」三三—三二頁。
- (24) 寺内前掲「韓国併合始末」三三頁。
- (25) 小松緑「明治外交秘話」(千倉書房、一九三六年)四六三頁。
- (26) 寺内前掲「韓国併合始末」三三—三三頁。
- (27) 小松前掲「明治外交秘話」四六四頁。
- (28) 寺内前掲「韓国併合始末」三四頁。
- (29) 「新協約調印始末」(金正明編「日韓外交資料集成」第六卷上、
巖南堂書店、一九六四年、所収)四六頁。
- (30) 東京朝日新聞、明治四三年八月二二日。
- (31) 『発電』八月一五日前八時発、柴田から児玉。
- (32) 『発電』八月一六日午後四時発、柴田から児玉。
- (33) 『発電』八月一四日正午発、柴田から桂。
- (34) 『発電』八月一四日正午発、柴田から児玉。
- (35) 『着電』八月一五日前六時三〇分発—午前一一時四五分着、
桂から柴田。
- (36) 「韓国併合ニ関スル条約」「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル
件」「朝鮮総督府設置ニ関スル件」「帝国憲法第七十条ニ依ル財政
上必要処分ノ件(歳入出)」「帝国憲法第七十条ニ依ル財政上必要
処分ノ件(恩賜国債)」「帝国憲法第七十条ニ依ル財政上必要処分
ノ件(韓国債務)」「旧韓国政府ニ属シタル歳入歳出ノ予算ニ関ス

- ル会計ノ経理及旧韓国政府ニ属シタル財産ノ管理ニ関スル件」
「朝鮮ニ於ケル臨時恩賜ニ関スル件」「朝鮮ヨリ移入スル貨物ノ移
入税等ニ関スル件」「特許法、意匠法及実用新案法ヲ朝鮮ニ施行
スルコトニ関スル件」「商標法ヲ朝鮮ニ施行スルコトニ関スル件」
「著作權法ヲ朝鮮ニ施行スルコトニ関スル件」「内地、台湾及樺太
ト朝鮮トノ間ニ出入スル船舶及物件ノ検査及取締ニ関スル件」。
- (37) これ以外にも条約公布日が二九日となつた要因として、次の
ものをあげることができる。外務省は併合内容を列強に報告する
必要から、条約締結から公布までに一週間の猶予を要請するが、
統監府は長く秘密を守ることが困難として四五日後の公布を主張
した。これに基づき公布日は二六日とされたが、翌二七日が現韓
国皇帝の即位式日にあたるということから、韓国政府が寺内統監
を通して公布日をそれ以後に設定することを要請、これにより公
布日は週明けの二九日とされた(枢密院「枢密院会議議事録」十
二、東京大学出版会、一九八五年、五一—九頁、および外務省編「日
韓条約締結一件」『日本外交文書』第四三卷第一冊、日本国際連合
協会、一九六二年、六七七—六八六頁)。
- (38) 『発電』八月一六日午後四時発、柴田から寺内。
- (39) 『着電』八月二〇日午後八時四〇分発—二一日午前〇時四八
分着、寺内から柴田。
- (40) 『発電』八月二二日発信時刻不明、柴田から児玉。
- (41) 『着電』八月三三日午前一一時一〇分発—午後二時五五分着、
児玉から柴田。
- (42) 『着電』八月二四日午前一〇時一〇分発—午後〇時四〇分着、

寺内から桂。

(43) 『発電』 八月二五日午後〇時発、桂から寺内。

(44) 『着電』 八月一九日午前一時五五分発―午後二時三〇分着
寺内から柴田。

(45) 『着電』 八月二二日午後四時五〇分発―午後一〇時三八分着、
寺内から桂。

(46) 韓国併合に際してそれまでの未納地税の完納を免除し、しかもこの年の納期に徴収する地税の五分の一を減免するという措置。

(47) 『発電』 八月二〇日午後四時半発、柴田から寺内。

(48) 井原頼明『皇室事典』(富山房、一九三八年)一七頁。

(49) 『発電』 八月二二日午後発、柴田から児玉。

(50) 『着電』 八月二三日午後六時一七分発―二四日午後一時三八分着、寺内から桂。

(51) 『着電』 八月二五日午後四時一〇分発―午後七時二〇分着、児玉から柴田。韓国皇帝の異母弟李瑔と太皇帝の兄李載冕は王族とはならず公族とされた。

(52) 『発電』 八月二五日午後九時発、柴田から児玉。

(53) 『着電』 八月二六日午後一時五〇分発―午後五時五分着、寺内から桂。

(54) 『発電』 八月二六日午後九時四〇分発、桂から寺内。

(55) 『着電』 八月二七日午前一時二九分発―午後一時五〇分着、

寺内から桂。

(56) 『着電』 八月二八日午前二時三〇分発―午前七時三〇分着、寺内から桂。

(57) こうした関係は、宮内省の外局である李王職を総督府が恣にする可能性を有していた。「次官政治」である李王職の第二代次官に就任した、総督府官僚の国分象太郎は、経費節減の必要から、李王職事務官の人員整理を断行したが、総督府がその地位に総督府内務部長級を天降りさせることを強いたため、かえって人件費を膨張させる結果を招いたこともある(権藤四郎介『李王宮秘史』朝鮮新聞社、一九二六年、七七頁)。

(58) 『着電』 八月三〇日午後三時三五分発―午後一〇時三〇分着、寺内から桂。

(59) 『着電』 八月二一日午後〇時四〇分発―午後三時五七分着、児玉から柴田。

(60) 長井純市編『渡辺千秋関係文書』(山川出版社、一九九四年)一四九頁。

(61) 『発電』 八月二八日午前九時四〇分発、柴田から児玉。

〔付記〕 本稿は韓国国際交流財団の助成による成果の一部である。
(しんじょう・みちひこ 九州大学大学院比較社会文化学府博士課程)